

世田谷区社会的養育推進計画の策定について

1 要旨

世田谷区社会的養育推進計画は、素案の段階で全委員にご提示したところである（令和 2 年 9 月 17 日）。

今般、素案に対する区民意見募集（パブリックコメント）や当事者ヒアリングなどを経て、臨時部会において答申案を確定したので、報告するものである。

2 答申の内容

（1）答申案

資料 2 - ② のとおり。

（2）世田谷区社会的養育推進計画※

資料 2 - ③ のとおり。

※一部、係数整理中となっている。区への答申後、事務局においてこれらの数値の確定を行うものとする。

3 答申に向けたスケジュールについて

（1）児童福祉審議会における意見集約

本日お示した答申案に対し、ご意見・ご質問があれば 1月18日（月）までに、別紙のご意見・ご質問用紙により事務局へご提出ください（別様式でも構いません）。

（2）ご意見の反映について

日程の都合上、恐れ入りますが、いただいたご意見への対応については、委員長に
対応一任とさせていただきます（意見集約の結果と対応については、全委員にお知らせ
します）。

（3）答申の提出

1 月中旬に、確定した答申を委員長より区長あてに提出いたします。

4 世田谷区社会的養育推進計画のポイント

（1）策定に至るまでの経緯

- ・本委員会に諮問された「世田谷区社会的養育推進計画の策定」について、臨時部会を 5 回開催し、議論を重ねた。
- ・第 1 回及び第 2 回では、素案の策定に向けた議論を行った。
- ・素案は児童福祉審議会の全委員にご報告（令和 2 年 9 月 17 日）するとともに、9 月から 10 月において素案に対するパブリックコメントを行った。また、区議会にも素案は報告され、活発なご議論が交わされたところである。
- ・第 3 回では、これまで寄せられたパブリックコメント等の意見への対応（計画への反映）について議論し、引き続き第 4 回では当事者の皆様へヒアリングを実施した。

- ・こうした議論を経て、1月の第5回において、部会としての答申案を固めたものである。

(2) 素案からの変更点

パブリックコメントを踏まえた修正のほか、数字の時点修正を行った（一部、係数整理中。区への答申後、事務局においてこれらの数値の確定を行うものとする）。

(3) パブリックコメント等を踏まえての臨時部会における主な議論（抜粋）

① 里親委託率の目標設定

【背景】

- ・国の「新しい社会的養育ビジョン」^{*1}では、目標とすべき里親委託率とその達成時期の目途が示されている^{*2}。これに対し、世田谷区社会的養育推進計画素案が掲げる目標達成時期は、ビジョンで示された達成時期の目途よりも前倒ししたものとなっている^{*3}。

※1 平成28年の児童福祉法改正の理念を具体化するために、国による「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が平成29年8月にまとめた報告書。

※2 ビジョンでは、「愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する」とされている。

※3 世田谷区社会的養育推進計画素案では、児童の年齢にかかわらず、目標の達成時期を計画の施行開始から5年目にあたる令和6年度としている（委託率についてはビジョンに示されたとおり）。

【論点】

- ・新しい養育ビジョンで掲げる数値目標は、そもそも達成が非常に困難であると見込まれるうえに、さらに達成時期を前倒し、令和6年度達成を掲げることは現実的ではない。また、数値目標の達成に向け、不適切な養育委託が行われることが懸念される。

【臨時部会における結論】

- ・子どもの立場に立って考えた場合、年齢によって目標の達成時期に差をつける合理的な理由はなく、素案で提示したとおりの目標設定とする。しかしながら、目標達成に向けては、相当の工夫と努力が必要であるとともに、数値目標の達成が至上命題化し、子どもの最善の利益を損なうような運用がなされることは決してあってはならない。
- ・目標の達成に向けて取り組むにあたっては、機械的に措置を決定するのではなく、個々の子どもに対する具体的な措置は児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果に基づき、子どもの最善の利益の観点から行い、子どもにとって最適な環境での養育を最優先に考えることを改めて示す^{*}ものとする。

⇒資料2-② および 資料2-③ 68ページ「目標設定にあたっての基本的な考え方」、73ページ「(3) 取り組みの評価・検証」に反映

② 子どもの最善の利益の実現に向けた率先した取り組み

【背景】

- ・里親委託における親担当・子担当の児童相談所の役割分担、里親認定基準、里親への養育委託にあたっての児童情報の伝達、出自を知る権利の保障の観点からの児童票の保存年限や養育記録の開示のあり方など、改善すべき課題が数多くある。

【論点】

- ・これらの扱いにあたっては、国の定める基準や、都・特別区で統一している基準・運営等に従う必要があり、区だけの取り組みにより解決されるものではない。こうしたことを踏まえつつ、区としてどのようにこれらの課題に向き合っていくべきか。

【臨時部会における結論】

- ・区は、引き続き当事者の意見を聞く機会の確保に努め、子どもの最善の利益の視点から、意見を踏まえた適切な基準の制定・運用に努めるとともに、必要に応じて関係機関へ積極的に見直しを提案し、見直しの実現に向けて率先して取り組むことを方針として明らかにするものとする。

⇒資料2-② および 資料2-③ 41ページ「子どもの最善の利益の実現に向けた率先した取り組み」に反映

③ 代替養育のもとで育つ子どもたちの自立支援

【背景】

- ・社会情勢の急激な変化により、代替養育のもとで育った子どもたちの自立がさらに困難を増す中、せたがや若者フェアスタート事業^{*}の見直しをはじめとする支援の拡充等が求められている。

※区は、子どもの貧困対策のひとつとして、生きづらさを抱えた若者への支援の観点から、児童養護施設等を退所した子ども等の社会的自立を支援する「世田谷区児童養護施設退所者等支援事業(通称：フェアスタート事業)」として、住宅支援、居場所支援・地域交流支援、給付型奨学金事業を実施している。

【論点】

- ・持続可能性を考慮しつつ、速やかに支援の拡充等の実現を図る必要がある。

【臨時部会における結論】

次のことを踏まえ、給付型奨学金基金に寄せられた寄附を最大限活用し、せたがや若者フェアスタート事業の見直しに取り組むものとする。

- ・中学生から30歳代まで、施設・里親のもとで生活する時点から退所後までの一貫した支援が求められていること
- ・就学・就職・就業訓練等の退所後の進路の選択にかかわらず、個々の退所者が社会生活を送るうえで抱えている課題の克服に資する支援が求められていること(生活相談、就職活動・就業訓練・住居探し等にあたっての助言・付き添い、弁護士等の紹介等のソーシャルワークによる支援など)
- ・多様な進路選択に向け、受験勉強や資格取得、就業訓練、就職準備などに自由に取り組むことができるよう、現行の国・都の支弁に加えての自由度の高い経済的な支援が求められていることを踏まえ。

⇒資料2-② および 資料2-③ 57ページ「せたがや若者フェアスタート事業の充実」に反映